

# カント市民社会論の私法的構成(2)

## ——倫理学と所有権のジレンマ——

竹内真澄

キーワード：カント，市民社会，私法，家族，階級

### 5. 啓蒙主義と家父長制

さて、以上見てきたカントの所有論＝家族論は、万人の理性の使用を謳う啓蒙主義的思想像と大きく食い違うのではなかろうか。カントは『実践理性批判』『啓蒙とは何か』などにおいて、人格の自律を謳い、理性の使用を激励した啓蒙主義者である。ところが、カントは同時に、家族論のなかで女性をどう理論的に扱うかという問題をめぐっては、見てきたように、かなり凡庸な家父長主義者として語っている。

それゆえ問題は、これらカントの二側面—啓蒙主義と家父長制—はいったどのように関係しあっているのかということである。

このことを検討するうえで、カントと同じく啓蒙主義者の一人であった同時代人のエピソードを挿入しておくことは有益であろう。H・シュレーダーは、ヤウスと同様の立場から、「カントの家父長制的秩序」という論文で、フェミニスト的な視角から、T・G・ヒッペル Theodor Gottlieb von Hippel (1741～1796) という思想家に注目している<sup>23)</sup>。

ヒッペルは、カントと同時代人で、一時期はケーニヒスベルグ市の市長を

務めた男性であった。彼は、カントと共にアカデミック・サークルのメンバーでもあったが、主著『女性の地位の市民的改善』(1792年)でカントよりもより一層平等主義的な立場から、女性論に踏み込み、当時としては政治的に大胆な主張を行った<sup>24)</sup>。この著書で、ヒッペルは、「すべて人間は同一の権利を持つ——男女が等しく全フランス人が自由でありかつ市民権を享受すべきである」<sup>25)</sup>という規範的な基準に依拠してフランス革命の限界を、「残念なことであるが、1792年5月18日現在、新聞によるとフランスは、こうした提案（政治的平等…引用者）に動かされることなく、女性が今日もこうした市民的権利を断固として主張するがままにしている」<sup>26)</sup>と指摘している。彼によると、フランス革命は政治権ばかりか教育権を女性に与えることに失敗したのである。ヒッペルは、女性の市民権からの排除を先駆的に批判したゲージュ Olympe de Gouges の1791年の問題提起<sup>27)</sup>には言及していないが、ほぼ同様の立場から女性に市民権を付与するべきことを主張していた。ヒッペルは、著書の中で「性器以外に男女の違いがあるか？」という問い合わせをして、啓蒙主義者の真骨頂ぶりを遺憾なく発揮している。とくに、「ブルジョア社会の発展について、女性は家政に追放され、国家、市民権から排除されるようになる」<sup>28)</sup>という男性ブルジョア社会への洞察は鋭い。それゆえにこそ同書は、18世紀フェミニズムの重要文献であるとされる。

23) Hannelore Schröder, Kant's Patriarchal Order, in edited by Robin May Shott, *Feminist Interpretations of Immanuel Kant*, The Pennsylvania State University Press, 1997. 併せてU・P・ヤウヒ前掲書、第7章を参照。

24) Th. G. Hippel, *Über die buergerliche Verbesserung der Weiber*, bei Reimer 1828, Reprinted in Netherlands, 1978. translated by Timothy F. Sellner, *On improving the Status of Women*, Wayne State University Press, Detroit, 1979.

25) ebenda., S. 121, ibid., p. 120.

26) ebenda., S. 122, ibid., p. 121

27) オランプ・ドゥ・ゲージュの「女性および女性市民の権利宣言」については、辻村みよ子『女性と人権』日本評論社、1997年、303頁参照。フランス革命の進行の中、ゲージュはジャコバン党を非難したために恨みを買い、断頭台の露と消えたといわれる。

28) Hippel, a. a. O., S. 63, p. 92.

ヒッペルは、カントに言及して、「カントは…家父長制の時代には自分の本を発表しようとはしなかっただろう」<sup>29)</sup>と述べ、暗に彼の哲学的可能性と時代の矛盾を指摘している。

総じて、ヒッペルの女性論は、基本的に能力における男女平等と「慎み深さ」や「音楽的才能」などといった女性的魅力の賞賛にもとづいて市民国家における政治的、法的、教育的な平等を主張するものである。ただし、ヒッペルの対象としている女性は、奉公人や下女、売春婦などではなく、概して中産市民的な婦人であるといえるであろう。彼は、女性の才能が決して男性に劣らないことをドイツの男性に向かって雄弁に説き、男性中心にとどまっている現存ブルジョア社会をより一步進化させようと指向するブルジョア・フェミニズムの立場にたっているとみてよい。

これにたいして、カントは女性の権利について、どのように考えていたのであろうか。カントは政治的市民権の付与を明確に否定している。この限りでは、ヒッペルに比べてずっと保守的である。だが、カントが着目しているのは、女性の政治的市民権の問題よりも深いところにある問題ではなかろうか。確かにヒッペルは、カントと比較すると、政治的にはずっと進歩的であるが、学的には私法分析がなく、この結果家族論が独立した領域になっていない。このため、所有権との関係で女性の家事労働、教育活動、性的関係などを読み解く作業は行われていない。

この結果、カントとヒッペルとでは、いわば女性の問題をあつかう位相が異なるのである。カントが女性の政治的市民権を問題にする場合、彼はその前に「私法社会」という基底を見ている。そして女性を市民社会の私法論的な構成の中で扱っている。そしてこの帰結として、政治的市民権付与を否定しているのである。

問題は、だから、こうなる。18世紀ドイツにヒッペルのようなフェミニス

29) Hippel, ebenda., S. 262, *ibid.*, p. 193.

ト的な啓蒙主義者が現存した以上、カント的啓蒙主義は、これに比べるとずっと男性中心的な、したがって反動的な啓蒙主義者であったと評することが可能である。とりわけ政治的市民権に関してヒッペルは進歩的な啓蒙主義者であり、カントは反動的な啓蒙家であったといわざるをえない。思想家を分類する限りで、こうした特徴付けは間違っていない。

だがもし、ここで考察が終わると、ヒッペルは善玉、カントは悪玉であるいうだけである。けれども、ジェンダー問題の一層深い分析と解決のためには、実は、善玉よりも悪玉のほうが重要なのである。このことをいま少し考察してみたい。

## 6. 倫理学と所有権のジレンマ

さて、以上のような考察を経て、カントは、基本的なジレンマを背負い込んでいることが明らかとなった。H・シュレーダーはこのジレンマについて簡明にまとめている。カントは一方で、一般的な契約関係についてこう考えていた。つまり、「市民社会のあらゆる人間は契約の中で拘束力をもつ権利と義務（自由、平等および相互性）によって自己の所有上の利害を安定させるのであって、この契約関係は、法治国家が擁護するとともに守らせるべきものである。この格率は普遍的である」。ところが、他方でカントは、「上に述べた格率は普遍的なものではないとも考えていた。つまり、男性と女性の関係は、平等な契約によるものではなく、あらゆる女性を法形成過程への参加から排除する家父長によって作られた法によって統治される特権と支配の関係であるからである。この支配が婚姻法、家族法および家長法に表される。したがってこのような男性と女性の関係は、厳密にいえば法に反するものである」<sup>30)</sup>。シュレーダーが指摘しているとおり、カントは述べている。「だれのどのような行為でも、その行為が、あるいはその行為の格率から見て、そ

30) Schröder, *a. a. O.*, p. 285ff.

の人の選択意志の自由が、誰の自由とも普遍的法則に従って両立できるならば、その行為は正しい〔そうする権利があり、法に適っている〕。したがって、私の行為が、あるいはおしなべて私の状態が、誰の自由とも普遍的法則に従って両立できるのであれば、私のその行為や状態を妨げる人は、私に不正〔不法〕を行うことになる。なぜならば、この妨害は、普遍的法則に従う自由とは両立できないからである」<sup>31)</sup>。

このように、カントは現実的なジレンマに直面している。カントが、あらゆる人間は市民社会において普遍的な契約関係を保障されると一方で語りながら、他方で男女関係はこの普遍性から逸脱するのだ主張するならば、明白な矛盾を犯すことになる。だが、この矛盾をカントはなんとか粉飾し、どうにか法の枠内に包摂できるものと論じようとしている。シュレーダによると、カントの弁明はこうである。「確かに自身の基準に従っていえば、正当であると共に合法的である人格間の関係は平等の上に成立しなくてはならないのであるが、彼が唱道する結婚は、それにもかかわらず、ともかく同時になんとかやりくりをすれば平等な契約関係ではあるのだ、と。であるから、婚姻法は、その精神においては、やはり平等な契約であるか、もしくは、家長権も考えようによつては、主人と被抑圧者の同権を意味しているのである」<sup>32)</sup>。

婚姻における男女関係は、契約関係かそれとも支配関係か、カントは両義的な記述で通している。カントは、家長権を一種の契約関係と考える。つまり、確かに主人は妻を一個の物件として所有するのにたいして妻は主人に対して同じ事を行うことができない。せいぜい性器を所有しあうにとどまるのだから、女性は男性にとって対象（Sache）なのであるが、しかし同時に妻たる女性は人格でもあるのだとカントはいうのである。つまりカントは、女性をモノであると共に人格でもあるものと考え、女性が人格である限りで、

---

31) MDS, S. 35, 訳49頁。

32) Schröder, a. a. O., p. 286.

男性たる主人が女性と契約関係にあるとみなそうとするのである。

しかしながら、女性を対象（Gegenstaend）として扱うということは、むろん、女性の人間としての地位を破壊することを意味する。カント自身の人格の定義に従っても、人格とは「他者の恣意的な支配に従わない人間」であったはずである。主人たる男性の家長的な権利によって対象として所有され、「夫は命令する側で、妻は服従する側だ」<sup>33)</sup> とすれば、定義上女性は人格ではありえない、ということにならないであろうか。

カントは、別の箇所で、使用人（奴隸）が人格を持たないということを明確に述べている。使用人は主人によって Sache として扱われるのであるから、使用人は人格ではない。同様に、妻と娘もまた Sache として主人に扱われる以上、使用人と同じく、やはり人格ではないことになる。ただ違いは、奴隸は売り飛ばされうるが、妻と娘はそうでないところにあり、カントはその最小限の差に人格の印をみていた。

ということは、カントは、離婚する権利を女性の側には与えていないのである。それは考えられないものであった。いわんや、姦通は主人が妻を所有することに対する謀反とさえ考えられたであろう。

こうなると、定言命法「他者の人格における人間性を、けっしてたんに手段としてのみ用いるのみならず、つねに同時に目的として用いるように行行為せよ」という普遍的倫理は、自由で平等であるところの人格間の関係にのみ妥当するのだから、男女関係には適用不可能であるということになる。つまり、カント的啓蒙とは、結局人類の半分にしか適用できない閉鎖的な思想だということにならざるをえない。これは、啓蒙思想史上驚くべき事態である。

シュレーダーはこれに憤慨し、カントは、人格主義を男性同士の領域での

---

33) MDS, S. 93. 訳112頁。ちなみに、カントは、契約 Vertrag について「二人の人格の統合された選択意志によって、一般にある人の自分のものを他の人へ移す作用」であると定義している（MDS, S. 84）。人格が「行為の責任を負ふことのできる可能な主体」（MDS, S. 26. 訳39頁）である以上、婚姻が契約であるためには、相互の人格の自由・平等、独立が不斷に保障されねばならないはずである。

み論じているにすぎず、女性は人間ではないという支持することのできない前提に落ちこんでいるために、彼の法－倫理理論は無効であって、空虚であると非難している。

## 7. カントの「反動性」はどこに由来するか。

シュレーダーは、こうしたカントの男性中心主義を、同時代の何人かの仲間に比べるといかに反動的であるか、「なんと彼の議論は啓蒙されていることであろうか？」<sup>34)</sup>と批判している。シュレーダーによれば、プロシアには、こうした財産法と女性の権利の剥奪は現実に存在したところのものであった。だから、国家の下僕としての哲学者が現状を理性的なものだと肯定するのは、当然のことであるという。

確かに、カントの保守性に対比して、ゲージュは女性に政治的市民権との政治的市民権を経済面で基礎づける所有権にたいする女性の権利の保障を要求していたのである。

ゲージュを引き合いに出すことによって行われるシュレーダーのカント批判は、歴史的に可能な様々な啓蒙の振り幅の中で思想家を比較できるという利点を持つ。歴史的に見て、その当時立論可能な権利論の範囲内でさえ、カントはしかるべき論すべき事を論じていないという事実が明確になるからである。ゆえに、シュレーダーは、後知恵でカントの反動性を云々しているのではなく、18世紀末の可能な思考の現実性から見て、カントの反動性を論じているのである。

しかし、分析的に見ると、シュレーダーの立論はその激しいカント批判にも関わらず、きわめて重要な点で弱点を残しているように思われる。というもの、カントが男女同権を認めなかった理由、いい換えればカントをして男女同権化を拒ませている本当に深い理由は、シュレーダーの外在的な断罪の

---

34) Schröder, *a. a. O.*, p. 285.

ためにはかえって見えにくくなってしまっているからである。

フェミニスト哲学の立場から書かれた多くのカント批判もまた、この点でシュレーダーと同じ傾向を免れていない。たとえば、スザン・メンダスは「カント：正直だが狭い心のブルジョア？」において、カントはなぜ女性が能動的な市民であり得ないと考えたかを詳細に分析し、やはりシュレーダーと同様にカントが女性を自立した人格として扱わなかったことを批難している<sup>35)</sup>。

ここでフェミニスト哲学からいくぶん離れてカントを読んでみると、なぜ女性が「能動的な市民」でありえないか、カントは、この理由を、かなり明快に説明していると思われる。それは私法的なレベルで女性が自己の主人でありえないからである。なにゆえに自己の主人でりえないか。それは、所有の上で女性は経済的に自己の主人でありうる男性（その一部）の命令に従うことによってしか生きられないからである。すでに述べたように、カントは、女性が男性の所有対象になる理由を、自然的な劣性に根拠を持つものと考えていた。つまり、女性は自然の命ずるところにより、理性からは遠く、自然の傾向性に従いやすいこと、これにたいして男性には、理性にもとづいて判断するという優越性があるのだと見ていたのである。

もちろん、男性の女性に対する「自然的優越」という考え方には、カントが「18世紀ドイツ社会の子」であったことの証明に過ぎない。本当は、男性の「自然的優越」とは、自然的な能力の差異ではなく、所有から排除されたことの結果に過ぎない。だが、カントは、この因果関係をひっくりかえして、結果を原因とし、「自然的優越」が原因となって、女性は所有から排除される結果を生むのだと強弁しているのである。

だが、ここに所有をめぐる本質的な問題が存在する。カントはそれに気づいていないし、またカントを批判する多くのフェミニスト学者たちも、カ

35) Susan Mendus, Kant: 'An Honest but Narrow-Minded Bourgeois?', in Ruth F. Chadwick edit., *Kant: Critical Assessment* Vol. 3, Routledge, 1992.

ントの弁解を攻撃するあまりに、所有問題に届いていない。

問題は、あらためて次のように立て直される。いったい何故、カントは所有主体を男性に求めたのか？

真の困難は、カント自身が根拠と見たもの、したがって逆の側からいえば、フェミニスト哲学者がカント倫理学の自己矛盾とみたものがいったいどこから出てくるか、それをカントの記述の、いわば無意識の行論から、内在的に引き出すことである。

このために、18世紀ドイツの私法の存立構造をとらえ直す必要が出てくる。カントは、もし彼の倫理学を貫きたければ、グージュと同様に、女性を所有主体と位置づけてもよかつたはずである。だが、これを彼は拒否した。そのことにカントは我ながら歯切れの悪さを感じて、弁解に終始している。自己の倫理学が人口の半分にしか適用できなくなってしまうという代償を払ってでもカントが守ろうとしているのは、ほかならぬ所有権である。倫理学と所有権は矛盾する。倫理学を貫けば、所有権は崩壊するし、所有権を貫けば倫理学は未完となる。

事実において女性が所有主体となることはありうる。たとえば、夫が早死にした場合、財産が無主物になってしまうわけではなく、通常は妻がそれを相続する。カントはそのことに言及していないが、それを禁じているわけではない。ただ、カントがそれを積極的に論じない理由は想像できる。それは、所有主体としての活動を女性が全的に受けたならば、カントが想定している男女関係のモデルが崩れ、「女性本来の仕事」を継続できなくなるという事情である。所有の維持のために家事育児の活動と両立させることができ難しくなるだろうということである。

『ドイツ・イデオロギー』が語るとおり、労働の分割と所有は、同一の事柄の二側面なのである。歴史的に規定された分業は、所有の対象を生み出す。だが、同時に、この所有こそが分業を可能とする場を与える。活動的な面でいえば、分業であり、この活動の結果にたいする関係から見れば所有である。

そのうえで所有が分業を規定している。なぜなら、構造が活動を規定するからである。しかも、これらの二側面を男女に振り分けている規定原理はブルジョア的所有なのであるから、女性は所有の庇護のもとで出産、家事、育児労働をつうじて所有対象を産み出し（再生産し）、男性は産み出された（再生産された）夫と妻の身体および子どもを専制的に所有対象とするのである。こうして、カントが倫理学よりも所有権を優先するのは、思想家として空虚であるためではなく、かえって思想家としてリアルであるからなのである。

だから、ゲージュとヒッペルは、「ブルジョア・リベラリズム」にたち、カントは「偏狭なブルジョア家父長主義」にたっている。これら両陣営は、ブルジョア理論内部で、大きな溝で隔てられている。相容れない主張を行ったという意味で両者は対立しているが、それにもかかわらず、この対立は浅いというべきであろう。というのも、ゲージュとヒッペルは、共通に政治的権利を女性に保障すべきであると主張した際に、カントが指摘したところの女性の立場の問題、すなわち女性が男性の命令に服従しなくとも自立して生きていくようになる生活条件を発見したわけではないからである。とくに、ゲージュはヒッペルよりもさらにラディカルに、女性の所有権上の平等まで踏み込んで主張しているのだが、カントが正当と見なしたところの、男性の女性に対する所有を覆すだけの生活条件を発見していない。ただ、男性と同様に女性にも所有権があると政治的に宣言しようとしたにすぎないのである。

カントには、ゲージュやヒッペルと対照的に、女性解放の志向は完全に欠如している。だが、この女性解放の志向の欠如は、たんなる男性的偏見ではなく、むしろブルジョア的所有論に彼が忠実であることの単なる結果なのである。仮に、ゲージュやヒッペルの共通の要求通り、女性の政治的権利が承認され、さらにゲージュのいうとおり女性の所有権が政治的に宣言されたとしても、同じことであるが男女均分相続の基礎の上に政治的市民権を男女平等に付与したとしても、カントのブルジョア所有論は、基本的にその構成の破綻を見ることはない。なぜなら、女性の中に、男性と同様の所有者が現れ

たとしても、その女性は「女やもめ」となった例外的存在であるに過ぎず、仮に所有主体となったこの女性は、実態的には「男まがいの女性」となるほかはないからである。グージュやヒッペルのフェミニスト的な立場というのは、「男まがい女性」を普通の女性として通用させるための条件が何であるか突き詰めて考察したわけではない。この限りで、カントの所有論は、一見進歩的であるグージュやヒッペルの反対を押し切って、原理的に貫徹するだけである。

だから、カントの倫理学を表面的に論難するカント研究には、女性が本当に被っている差別を、ただ理屈の上でだけ思弁的に乗り越えようとするような一種の観念性が付随している。このアプローチから出てくるのは、理想として語ったはずのことをカントは誤魔化している、という類の高踏的な批判にすぎない。この批判は、たしかに当たってはいるが、その誤魔化しが出てくる現実的な根拠を指摘できない限り、カントを本当に乗り越えることはできないのである。

カントにとって所有権は自然の命じるものであり、人権の基礎中の基礎であるから、男女平等を所有権よりも優先させることは不可能なのである。首が危ないときに髪の心配をするのは愚策である。だから、カントは所有権を擁護することによって、倫理学に犠牲を払わせ、女性の従属を受け入れることにしたのである。

フェミニスト学者によるカント批判は、このことの重みを十分受け止めていない。だから、理想を貫くようにカントに勧告しても、それは所詮無理な要求なのである。カントが落ち込んでいる隘路から抜け出す道は、カント自身にもフェミニストにも隠されているといわざるをえない。私たちにとっての課題は、カントの無意識の行論に内在する脱出口を見つけることである。それは次のような解読によってである。

まず第一に、カントの私法論が土地所有論として構成されていることに重要なヒントがある。ここには企業論や商業論が欠如している。つまり、農業一

商業一工業という編成を欠く、産業構造論としてきわめて単純なこの私法論の構成は、生産力編成が不動産的な水準に強く規定されていることを前提にしている。この水準で、人が所有しうるもの Sache は、土地と土地から生まれる農産物だけである。しかし、土地には、むろん限界がある。ここでカントのいう「地表 Erdoberfläche」<sup>36)</sup> という概念を想起しておく必要がある。人類が限界ある「地表」を分割所有してしまうと、所有単位である家族が最低生活を維持するに必要な最低耕作面積は、肥沃土や日照を所与とすれば、決まる。最低面積を下回る相続上の細分化は許されない。たとえば、1 ha で 4 人家族が生きていいけるとしよう。もし誰かが死ねば、例えば父親が死亡すれば、誰が市場へ作物を売りに行くか、誰が馬を使うか、誰が泥棒の襲撃に備えることができるか、誰が屋根の雨漏りを修繕できるか等がただちに問題になる。ぎゃくに、母親が死ねば、誰が家事労働をするか、子育てをするかが問題化する。だが、反対に、家族が増えすぎるとも問題である。たとえば子供が増えすぎると、土地の細分化が許されないとすれば、開墾か、または、他人の土地の購入か、それとももっとマクロに他国の侵略や国家による植民政策が動機づけられるようになる。実際、このような侵略戦争はしばしば生じたのである。だが、当然、この戦争は相手集団からの強い抵抗と流血の惨事を招くだろう。こうして、家族構成員は、耕作面積に応じて、減りすぎてはならないが、また同時に増えすぎてもならない。

ブルジョア社会の初期段階では、この時期特有の人口法則が働いている。カントは「貧困あるいは羞恥心から捨てられる、それどころかそれゆえに殺される子」に言及し、捨て子を防ぐ方法は、孤児施設か、それ以外の方法か、ともかくいまだに解決法がはかられていないと述べている<sup>37)</sup>。また、婚姻外に生まれた子について、「婚姻外に生まれてきた子は、法律の外に（という

36) I. Kant, Zum Ewige Frieden, S. 136. 宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波文庫、1985年、48頁。

37) MDS, S. 153. 訳172-173頁。

のも婚姻とはそうしたものだから), したがって法律による保護の外に生まれてきたのである。この子は公共体にいわば（禁制品のように）密かに持ち込まれたのだから, 公共体はそれが生存していることを（正式にはそのように生存すべきではなかったのだから), したがってまた存在しなくなることも, 無視することができる」<sup>38)</sup> という。すなわち捨て子, 子殺しなどは, 所有の保護のもとにはない貧困と未婚のカップルから生まれてくるのだが, これらの子どもを救済することは至難であるとカントは認め, 極力所有の枠内で救済すべきことを繰り返すのである。逆にいえば, 歓迎されない子どもの問題は, 貧民から発生する避けがたい問題であるが, カントは所有側から諸階級の適正規模での再生産を維持することを優先していると思われる。

このような人口圧力の一定の解決は, 歴史的には, 商業や工業の発展に求められる。それは, 農業の外部に所有対象を新しくつくり出す, 不動産所有から大規模な動産所有へ移行する歴史的な動きがあらわれ, このことが人口の圧力を和らげ, 家族が構造的に変動する。このなかで女性を所有主体に変えるための基礎的な条件が生み出される。だが, カントの私法論には, このような生産力的な女性解放の可能性は視野に入っていない。カントの意識できていない, 所有論の農業論的な固定化を外してやれば, カントが守ろうとしている所有権とそれに拘束されてしまった倫理学の隘路を切り開くことができる。

第二に, こうしたブルジョア的所有の農業的な段階で, 家父長以外の家族構成員の待遇は歴史的に制約されていた。カントは嫁入り前の女性がどのように成長してくるかについて, ごくわずかしか述べていないが, それを親権論から察すると, 一般に子どもは出産して以降, 親に保護, 扶養, 監督, 教育される。カントがいうように「子が将来自分で生計を立てていかれるような実用的な教育を与えるとともに」道徳的にも教育しなくてはならない<sup>39)</sup>。

---

38) *MDS*, S. 164. 訳184頁。

39) *MDS*, S. 96. 訳115頁。

この保護と教育の圈外に、親の保護から逸脱した過剰人口が生きている。彼らは、「貧民施設、孤児院、教会制度」<sup>40)</sup>に収容されるのだが、さらにその周辺に施設にすら入れない少なくない子どもがおり、捨て子や嬰児殺しがあったことはカントが認めるところである。

それゆえカントは、ともかく保護下の子どもが成人しても、まだ独立しない間は「奉公人」として家族に属するという。今日的にいえば、「パラサイト・シングル」化した息子や娘である。息子は所有者になって行くべき存在である。しかし、娘はどういう存在であるか。娘は、他の家族の所有者の跡継ぎ息子の元へ嫁ぐべき存在である。独身の男女が、婚姻以外で性的な関係を持つことをカントは、「動物的な交わり」とか「肉的享受は原理的に食人である」<sup>41)</sup>と指摘して、きびしく非難している。その理由は、単にカントのキリスト教的禁欲精神に求められるべきではない。カントは、「死をもたらすかも知れない分娩」<sup>42)</sup>を所有の外部に置くことは、所有システム上危険であると考えているのである。だから、娘は、嫁ぐまでの間は「奉公人」として家父長たる父親に服さねばならない。なぜなら、たとえ支配階級の子であろうとも、子どもは潜在的に相対的過剰人口に転落する恐れにさらされているのであるから、所有に依存するほかないからである。とくに娘は身持ちの悪さゆえに「売れ残り」になったりしないように、きびしく律せられねばならないことになる。逆にいえば、家長権とは、生計を立てて暮らせる能力を持つにもかかわらず親元にとどまるほかない相対的過剰人口の処理機制なのである。この権力は、パラサイト化した子どもの性的自由を禁じることによって、過剰人口の波から所有階級の再生産を防衛する機能をもたねばならない。カントの後見的な態度は、女性を保護し救済することに心地よいヒロイズムを感じている点で確かに男性中心的であるかも知れないが、だが、そこには女性が直面する現実の危険があることも事実なのである。この固着した論理

40) MDS, S. 151. 訳171頁。

41) 42) MDS, S. 191. 訳214頁。

をどのように開いてやれるだろうか。この問題は、やはりカントには見えていない問題であるが、相対的過剰人口をいかに上手に処理するかという社会政策的な装置の開発を必要とするだろう。

第三に、妻の人格権が侵害されねばならない理由は、以上のような所有システムの維持という視点から合理的に説明できる。女性は、ブルジョア的所有のもとでは、嫁いだ後夫の管理対象とされる。とりわけ初期ブルジョア社会の農業中心的な段階では、過剰人口に転落した女性は売春婦化するほかはない。所有内に参入し保護された正妻は、だから、男性と対等な結婚契約の主体ではありえない。なぜなら、正妻や所有階級の娘は、男性長子相続から除外されるから、女性としていかに奔放であろうとしても、その「自由恋愛」はいつでも過剰人口の圧力を受けているからである<sup>43)</sup>。

## 8. カントの<相対的過剰人口論>

以上見てきたように、カントは私法的な編成で市民社会を論じる場合、過剰人口の圧力に脅威を感じ、その動きが秩序破壊に結びつかないよう注意していた。むしろ、この脅威を先取り的に防衛できるように市民社会内部を調整するバリケードとして、彼の家族法論は構成されているのである。

しかし、いかに所有者が過剰人口を吸収しようと努めても、おのずから限界が存在することは避けられない。このために、カントにおいては、最終的な処理者として国家による過剰人口の取り締まりが論拠づけられている。しかしながら、そこまで問題を激化させる以前の範囲では、潜在的な過剰人口を市民社会の秩序の外に押し出すのではなくて、ぎゃくに職人、奉公人として家族内に引き込み、未成年、婦人、子どもなどとともに、所有の支配下に

43) ゆえに18世紀のブルジョアジーや小ブルジョアジーの子どもの結婚にあたってはロマンティック・ラブは結婚の決め手にはならず、富が優先したとエドワード・ショーターは指摘する。彼によれば、自由恋愛は財産から自由な下層大衆から生まれた。Edward Shorter, *The Making of Modern Family*, Basic Book, 1975. 田中俊宏他訳『近代家族の形成』昭和堂, 1987年, 45頁。

置いて保護=従属させることを秩序原理にしている。

だから、市民社会の内部にいるとはいえた失業者である人々が構成するグレー・ゾーンを念入りに法形成から除外しておく必要があった。とりわけ、カントによれば、法の概念はゲバルトの反対概念である。つまり、法によって彼らを合法的に処理するためには、彼らの抵抗が法の内部に持ち込まれえないように、あらかじめこのグレー・ゾーンの人々を排除しておく必要があった。カントは、以上のような家族内部の所有論的な理論編成を踏まえて政治的権利論を展開する際に、市民社会に内属するグレー・ゾーンの人々を「受動市民」として差別的に取り扱っている。カントは述べている。

「投票を行う能力だけが国民の資格をなす。この能力は人民の中でその国民が自立していることを前提としている。国民は公共体の部分というだけでなく、その成員でもある、つまり自分自身の選択意志によって、他の人と協力して、公共体の部分として行為しようとする。この自立という性格が、能動国民と受動国民との区別を必然的にする。受動国民という概念は、国民一般の概念と矛盾するように思われるのではあるが。——次の例がこの困難の解決を助けてくれる。商人や手工業者のもとで働く職人、奉公人（国家に奉公する者を除く）、（自然による、あるいは国民としての）未成年、すべての婦人、そしておしなべて、自分の経営努力によるのではなく、（国家による指図を除く）自分以外の人々の指図に従うことによって、自分の生存（扶養と保護）を維持せざるをえない者は誰であれ、国民としての人格を欠いており、その生存はいわば内属にすぎない。——屋敷に雇われた薪割り人夫、自分の労働の産物を商品として公に売ることのできるヨーロッパの指物師や鍛冶屋とは対照的に、自分の槌や鉄床やふいごを携えて家々を訪ね、そこで鍛冶仕事をするインドの鋳掛け屋、学校教師と対照的な家庭教師、借地農と対照的な小作等々は、公共体のたんなる下働きに過ぎない。なぜなら、他の人の命令や保護を受けざるをえないの、国民としての自立を欠いているからである」<sup>44)</sup>。

カントは、ここでアンダークラスと女性が政治的権利から除外される事実を記述しているのではなく、この事実が正当化される根拠を述べているのである。その根拠は、要するに、両者には自立が欠けているという点に求められる。

ここで、カントの自立概念について考えておきたい。カントは自由・平等・独立という近代的な主体の理念像を提出した。自由とは他人の強制する選択意志から独立することであり、平等とは、他の人にも課すことのできる以上の拘束を課されぬ相互性であり、独立とは「自分自身の主人である」ことを意味する<sup>45)</sup>。

だから、「自分以外の人々の指図に従う」<sup>46)</sup>ならば、独立しているとか自立しているとはいえない。ところで、カントによると、「自分自身の主人である」ことは、自明のことではない。むしろ、自然状態においてカントが想定しているのは「誰も、他の人の占有への侵害を控えるように拘束されてはいない」「それならば、他の人の敵対心を悲劇的な体験によって思い知らされるまで待つ必要はない」ような状態である。ここで、人々の傾向性をカントはこう見ている。「他の人の主人になりたい（自分より強くて賢いと思わなければ、他の人の権利が優越していても尊重しない）という、人間なら誰にでもある傾向性は、自分自身のなかに十分知覚できるのであり、現実の敵対心を待つまでもない」。ゆえに「その本性からして敵対心を持つ恐れのある者には、強制を加えることができる」とさえカントは述べている<sup>47)</sup>。

カントは、「他の人の主人になりたいという傾向性」が自然状態の人間にでは誰にでもあると認めている。しかし、互いに暴力に訴えて他の人の主人になろうとするならば、いつまでたっても法的な状態は実現されえないだろう。

44) MDS, S. 137. 訳156－7頁。

45) MDS, S. 43. 訳58頁。

46) MDS, S. 137. 訳157頁。

47) MDS, S. 129. 訳149頁。

そこで、「自分自身の主人である資質」という生得の権利が、「他の人の主人でありたいという傾向性」を抑制するかたちで現れ、法がまさることになる。

このような論理でカントは自然状態から法的状態への移行を論じた。ここでカントが、自然状態において「他の人の主人公になりたという、人間なら誰に出もある傾向性」は、従来簡単に読み飛ばされてきたかも知れないが、市民社会でも完全に消滅したわけではなく、かえってその基底に潜在化されて残されている。この意味では、この傾向性は対他関係についての原理的な規定として読むべきではなかろうか。「自分自身の主人でありたい」という、近代的自我の自己関係的な規範は、自然状態のままでは他者支配の欲望が敵対心となってもろに衝突してしまうことが予想されるために、法的状態の創出をつうじて一度回避され、結果として自己関係へ萎縮した一つの結果であるとカントは考えているように思われる。これは、近代的自我の対他、対自構造を考える上できわめて示唆に富んだ解説ではなかろうか<sup>48)</sup>。

というのも、法的状態あるいは市民状態に入っていけば、誰でもが「自分自身の主人公である」ことを実現できるわけではないし、「他の人の主人でありたいという…傾向性」が克服されるわけでもないからである。ここに階級差別とジェンダー差別が、法的状態のもとで形成されてしまうのだ。カントのいう「未成年」<sup>49)</sup>の概念は、たんに年齢的なものではないし、理性を使う勇気に還元されるものでもない。

自立とは、まず、社会階級的な意味を持つ。すなわち、仮に成年とされる年齢を超えていても、「商人や手工業のもとで働く職人、奉公人」「すべての婦人」「自分の経営努力によるのではなく、自分以外の人々の指図に従うことによって、自分の生存を維持せざるをえない者」すなわち「雇用契約」におかれた「傭人」<sup>50)</sup>、「薪割り人夫」「インドの指物師」「家庭教師」「小作農」

---

48) MDS, S. 129. 訳149頁。

49) Kant, *Ausgewaelte Kleine Schriften*, Verlag von Felix Meiner, 1965, S. 1. カント、篠田英雄訳『啓蒙とは何か』岩波文庫、1950年、7頁。

等は、「自立を欠いている」のである<sup>51)</sup>。

ただし、カントは、階級の場合、そのなかの諸個人が中産・上層階級に「努力して上がること」<sup>52)</sup> がまったく不可能であるとは見ていない。アンダークラスそのものを能動的な市民として承認する可能性を認めないが、この階級内の諸個人が個別的に上昇することは可能であるとしている。

残る問題は、女性差別である。こちらについてカントは、およそいかなる上昇可能性も認めていない。なぜなら、「上昇」とは、女性が努力によって男性になることを意味するが、それは不可能であるからだ。したがって、女性は、アンダークラスそのものと同様に受動的市民に止まる以外ない。

フェミニズムは、階級差別とジェンダー差別をどう理論的に結びつけるか、長い間検討を続けてきた。カントを読むことによって、この糸口を見出すことができる。

カントは、階級差別とジェンダー差別をいわば所有論から一元的に展開している。カントのランク付けの根拠は所有論である。カントにとって、人間とはすなわち所有者である。所有者は「自分の主人」である。所有者は相互的には、法的状態によって「他の人の主人でありたいという…傾向性」をかろうじて抑制している。だが、所有者は所有者以外の者に対して、自然状態のままの傾向性を法的状態のもとで保有している。所有者以外の者は他者の意志に従属する者であるから、人間としての完全な規定を備えていない。

従属者は二種に分かれる。一つは、非失業者として家族に帰属する者、すなわちすべての女性、子ども、奉公人、職人、傭人である。そして、もう一つは、完全失業者または失業者予備軍である、貧民、農奴、犯罪者、売春婦<sup>53)</sup>、物乞い<sup>54)</sup>、政治犯（「徒党を組んで反乱を起こした犯罪者」）<sup>55)</sup> 孤児、

---

50) MDS, S. 101. 訳120頁。

51) MDS, S. 137. 訳157頁。

52) MDS, S. 137. 訳157－8頁。

53) 54) MDS, S. 151. 訳171頁。

55) MDS, S. 162. 訳182頁。「徒党を組んで反乱を起こした犯罪者に下される宣告に

奴隸の子などである。

つまり、階級差別とジェンダー差別は、カントの法理論においては、どちらも所有／非所有という二項対立の後者の項に位置づけられている。この対立が根本的であるということは、ジェンダー差別を理解する上で重要である。

まず、階級差別が所有の非所有にたいする差別であることは、今日では承知の通りである。19世紀に、資本と労働の対立の問題は、マルクスによってずっと厳密に展開されるようになった。では、ジェンダー差別はどのような意味で非所有差別であるのか。このことをカントは、いわば男性ブルジョアの側から率直に語っている。

カントの言葉でいう奉公人、職人、傭人は、階級差別の対象であるが、端的には職場における所有者の支配に服している。労働者は、生存のために、時間決めて切り売りされた労働力の使用を所有者の意志に委ねる。だが、ゆだねるだけでよい。労働者は、資本家にセックスを求められる訳ではない。

これにたいして女性は、生存と引き換えに、家長から家事育児労働の他にもセックスを求められる。あるいは、夫以外の男性との交際や性交渉を夫によって禁じられる。つまり、支配を受容する限りにおいて身体上の拘束を受ける。女性は、身体上の拘束に服することを含むような「自発的な愛」を求められ、家事労働と育児労働を遂行する見返りに生存を許容されるような存在なのである。つまり、カントにとって、階級差別の場合と異なって、ジェンダー差別は隠微であるとともに内攻的なものなのである。

カントは、所有／非所有に哲学的な意味合いを付け加え、それが同時に理性／非理性と対応すると見なした。カントが理性を使用する人間になれと主張するとき、実は、理性を使えない人を排除した上で語っていることを忘れてはならない。所有と理性の同一性というカントの思想が、男性所有者による労働者と女性への差別を正当づける理由になっているのである。

---

おいても、<sup>・</sup>公的正義にもっとも釣り合うのは死刑である」。

したがって、非所有／非理性の側におかれた人々は、潜在的失業者として家族によって救済されるべき存在であるか、もしくは家社会から排除された場合に司法による処理（犯罪者）、監督官庁の処理（物乞い、売春婦など）、貧民施設、孤児施設、教会制度、慈善基金、篤志基金に帰属する以外にはない存在であった。

非所有／非理性の側にある、「自立」できない者は、受動的（passiv）な国民であって、国家意志を形成する能動的（aktiv）な主体とはいえない。せいぜいのところ、彼ら彼女らは、「他の人の意志への従属と不平等」という「むしろもっぱらこうした条件に従って、その人民は一つの国家になり、市民体制へ入ることができる」にすぎないのである。

要約しよう。カントは私法論の構成において、市民社会をいわば三層で記述している。すなわち、まず男性所有者を中心に据え、その半周辺に家族構成員としての女性、子ども、奉公人、職人、傭人を配置し、周辺に犯罪者、物乞い、売春婦、孤児、貧民などを位置づける。これは、逆にいえば、所有と過剰人口を両極に置き、その中間に、家族に内部化されている潜在的過剰人口を配置するということを意味する。所有は、権力として承認されねばならないのだが、ただ威張ってみせるだけでは権力とはならない。所有は、男性家父長に反抗すれば捨てられる（失業者化する）ことを家族構成員に思い知らせることによってはじめて権力として安定するのである。だから、家族構成員はその外部に過剰人口の膨大な群を見ながら、その恐怖を噛みしめて、所有者に恭順することを選ぶほかはない。これが女性の「自発的な愛」の正体であり、子どもの父への尊敬の正体である。

しかも、カント的なこうした市民社会の三層構成は、現代にまで長い影を落としている。というのも、カントがそこまで考えに入れていたかどうかはわからないが、カントの死後、およそ200年以上経過した現在の高度に発展した資本主義においてもなお、労働者支配と女性支配は相互に絡み合っており、両者はともに所有の対極におかれた相対的過剰人口との関係によって規

定されているからである。このことをカントの所有論は、まさしく相対的過剰人口に立たされる側から叙述するのではなく、所有の側に立って後見するという管理論的な視点から、恐るべき冷徹さで、いい当てているのである。

相対的過剰人口の側に視座を据えて見てきたことによって、様々な物事がカントの視座から見たのとは反対に見えてくるという利点があった。家族における法と道徳（婚姻法、純潔と貞淑さ）は、所有側の視座から見れば、人間性の崇高さを護るためにもののように映るだろうが、過剰人口側から見れば、同じ事態がぎやくに、余計者が生み出す過剰人口の圧力に対するブルジョア的防衛機制にほかならないことが見えてくる。カントの法理論は、もっぱら所有側からの処理に記述を集中しているとはいえ、同じ素材を180度ひっくり返して読むことも可能なのである。

すなわち、私法的に編成された市民社会のなかで家族法を扱ったカントの記述は、対極から見れば、内在的な過剰人口論として読みとることができるものでもあった。おそらくそれは、カントを使って、カントによって意識されていない、いわば市民社会の無意識の影を読みとる可能性を与えていたのである。

市民社会の初期段階、いまだ商業と工業の発展が萌芽的であり、むろん福祉国家と社会権の存在しないこの段階で、相対的過剰人口の圧力は、家長、女性、子どもなどに強くのしかかっている。「私法社会」の構造内で問題を未然に防ぐために、どのような水際作戦がカントのような啓蒙思想家に託されたか。このことを、奉公人と傭人をめぐる考察でいま少し具体的に見ておこう。

## 9. 奉公人 *Gesinde* と傭人 *Lohndiener*

M・ミッテラウアーとR・ジーダーは、『ヨーロッパ家族社会史』で、奉公人（*Gesinde*）は前工業期には平均7～15%いたという<sup>50)</sup>。*Gesinde*とは、家族に雇われている下男下女をさすもので、カント研究では通常「奉公人」

と訳されている。社会史では一般に「奉公人」は「たいてい未婚で子供をもたなかった」し、「奉公人」の時期を終えた後ではじめて結婚したという。カントは、家長の子供が成人になってもなお家にとどまる場合にも「奉公人」と呼ぶ。だから、他人が家に雇われる場合と、子供が成人した後に家にとどまる場合とがある、いずれも、強力な家長権のもとにおかれたので、ともにGesindeと呼んでさしつかえないようである。

ミッテラウアーらは、前工業期の家族は「息子たちはしばしばすでに10歳や12歳で、ときにはそれよりも早く家を離れた。娘たちも、いくらか遅くではあるが、たいてい奉公にはいった<sup>56)</sup>」と述べている。したがって、カントが考えているのは、よその家に奉公人として入ることが一般的だが、必ずしもその必要がない、やや裕福な地主層の家族の子供か、それとも、父親の代の死亡や隠居による代替わりを待っている農民家族または都市手工業家族の子供のケースを想定しているように思われる。

ところで、「奉公人」の中で血縁の子供は、下男下女あるいは傭人とは異なって、家長による性行動の管理の対象とされたことはいうまでもないであろう。述べてきたように、家長の権力は、なによりもまず、相対的過剰人口を処理する機制として存立するが、その場合、自分の家に残った子供を押さえつけ、安上がりに酷使するために、個別家族は相互にか、または下位にたつ家族が上位の家族に差し向けるかたちで「奉公人」を交換していた。家と家との関係性が媒介となって個別家族の「奉公人」に対する家長の支配が貫徹したのである。むろん、子供にとっては、この支配は、「愛」としても「保護」としても現象した。

現代の企業が、「寿退社」という女性社員に対する主婦化の機制をもっていたし、いまなおもっていることがあるといわれる。男性管理職の育

---

56) M・ミッテラウアー, R・ジーター, 若尾裕司, 若尾典子訳『ヨーロッパ家族社会史』名古屋大学出版会, 2004年, 20頁。

57) 同書, 49–50頁。

成のために女性を排除する必要があったからだといわれてる。それは、企業が、女性社員の性行動を非常に事後的な形態で、調整しているということである。所有者が奉公人の嫁ぎ先を決めてくるというようなプライヴァシーへの露骨な干渉は現代の賃労働制のもとでは起こりえないし、やる必要もない。だが、所有者が内部に抱え込んだ潜在的な過剰人口をはっきりと別の所有（または非所有）へ譲渡するときに、きわめて隠微な形で、性行動の調整に関わっていることは明らかである。

カントが所有論で執拗に性行為と身体的な男女関係を論じたのはなぜであつたろうか。それは、所有がたんに財に対する管理権だけでなく、もっと本質的な社会編成の問題に関わっていることを彼がよく掴んでいたからではなかっただろうか。つまり、所有とは、何らかの財を持つことを通じて、財を持つ階級と持ち得ぬ階級との境界を作り出し、維持することなのである。所有とは、だから、諸階級の再生産を人口論的に調整することであり、ひいてはある社会の人口弁を調整することに他ならない。この限りで、所有は必然的に人間の生殖に関与するのである。

現代の社会科学は、この諸階級の関係を「労使関係」とか、「生産関係」と呼んできた。だが、労使関係や生産関係は工場内の関係にとどまるわけではない。社会科学は、経営と家計の機能分化が進み、経済と性が分離していく後の相でもっぱら経済的な関係として抽象されたものを生産関係とか労使関係と呼ぶことになっている。ところが、カントが見ていたのは生殖機能をなお維持している前工業期のブルジョア的な所有であった。この所有の具象的な関係として、家族は、経済と性が同一であることをダイレクトに示している。だから、カントは所有が同時に性行為であること、したがってまた男女の身体的な関係そのものもあることを率直に語ったのである。

現代社会科学から見ると、カントの所有論は古びたように思われるかも知れない。しかし、実はそうではない。現代の企業、家族、国家、階級、人口の関係はカントの所有論のなかに直接無媒介に一体化していたメントをバ

ラバラにしたものであって、むしろこのばらばらな外見のもとで、所有による調整は引き続き遂行されているのである。

子供は「奉公人」となる場合があるとカントは述べた。しかし、「奉公人」は必ずしも子供である必要はない。「奉公人」は、家長に性行動を管理される下男や下女でもりありえた。しかし、この下男や下女のなかから、性行動を規制されない傭人ひいては近代プロレタリアートが生まれてくる。

カントは傭人について述べている。「雇傭契約、すなわち、私の労力の使用を、一定の報酬（merces 賃金）と引き替えに他の人に許すこと。この契約に従って労働する人が傭人（Lohndiener）である」<sup>58)</sup>。

傭人は、家長の下で、子供ほどではないにせよ、様々な性の管理を受ける受動的な存在であったと思われる。しかし彼らは、家長の子供とは異なって、工業化への動きに応じて、家長のもとで働き続けるのか、それとも親方（経営者）のもとで働き始めるのかを天秤に掛けるようになる。このとき、彼らは性の自由を得るようになる。傭人が性的な自由を獲得する反対側で、所有者は、性に関与する権限を徐々に失う。これをつうじて所有は経済的な側面へと純化されることになったのである。

これから後は、他者の性に介入できるのは、親ではあろうが、もはや所有者としての家長ではなく、文学や演劇などの芸術の諸形態か、あるいは青年文化研究所のようなものへと変化する。また同様に、人口を管理する主体もまた変化し、所有者ではなく、国立人口問題研究所や厚生労働省などへと移ってゆくであろう<sup>59)</sup>。

58) MDS, S. 101. 訳120頁。

59) 2003年6月26日、鹿児島で開かれた公開討論会で森喜朗前首相は「子どもを一人もつくりらない女性が自由を謳歌し、楽しんで、年をとって、税金で面倒をみなさいといふのは本当はおかしい」と述べた。朝日新聞7月15日。失言と報道された。確かにそうであるが、所有側を代表する政治家がいおうとしたのは、高度に発展した資本主義において、カントが示した所有と性との直接的な同一性が解体した後、いかにして、誰が両者の連関を制御するかが保守側から問題となっている事情である。

## 10. 家長支配の崩壊と世界平和

家長の支配が崩れるためには長い時間を要した。すなわち、まず市民社会の農業社会段階が終わり、農外で過剰人口を吸収する空間、とりわけ工業期の都市の労働者家族が形成されてくるのを待たねばならない。労働者家族は、原生的労使関係のもとで悲惨な状態にありながらも、男女平等の痕跡をのこしていたように思われる。だが、工場法の成立の頃から男性労働者を主人とする家父長的構造が形成され、次第に完成される。つまり、ここで労働者家族における男性＝賃労働者と女性＝専業主婦の異質なもののカップル化が進行する。だが、近代化による農村過剰人口の枯渇や海外植民地の崩壊につれて、国内の過剰人口をあたらしかたちで吸い上げる必要が増していくにつれて、女性の労働者化もまた進行せざるをえない。男女労働者の競争は、徐々に男性労働者の「家族賃金」を崩壊せしめる理由を作り上げていく。だが、家族賃金の解体傾向は、それ自体としてみれば、労働者の「分断された労働者」への純化過程であって、労働者家族の共稼ぎ化と工場における男女平等の労働条件の社会政策的な改良が十分に行われないならば、いい換えると、どちらかの性が別の性よりも一層解雇されやすかったり、著しく男女賃金に格差が残れば、結果として夫の妻に対する、あるいは男性の女性に対する支配は労働者階級にも頑強に残る。

それゆえ、カント的な家父長観念が死滅するためには、工業期以降の展開、家族賃金の崩壊、共働きの展開、男女平等の社会権の成立、社会的シティズンシップの「民衆的普遍主義」の形成という長期的な歴史を経過しなければならないのであって、これなしに、家父長制の時代が完全に終わることはありえない。

逆にいえば、カントの構想した所有論の呪縛力は、確かに多くのフェミニスト哲学者の指摘のとおり、彼自身が『実践理性批判』の中で唱道した倫理学を原理的に遮断するものであり、所有権と倫理学はジレンマをはらんでい

る。しかしこのジレンマを乗り越えることは、たんに思想の問題ではない。つまり、カントが、所有権の立場から倫理学を放棄するか、もしくは倫理学の立場から所有権を放棄するかをおこなうことで内的な整合性を勝ち取っても、それはなんら市民社会のジェンダー問題と階級問題を解決することにはならないのである。問題は、けっきょく歴史的に解決されるほかはない。

むしろカントは、所有権と倫理学が原理的に媒介できない根元的なジレンマをかかえていることをきわめて明確に解明した、その人なのである。それは、市民社会の二つのモメントの内在的矛盾に対する、当時としては最高の定式化であった<sup>60)</sup>。

カント自身は、彼の所有権と倫理学の根元的ジレンマをいかにして解決するか、その道筋を十分に示すことはできなかった。しかし、カントの著作の総体から迫っていくと、その手がかりが存在しないわけではない。

私は、カントの『永遠平和のために』を所有権と倫理学のジレンマを媒介する役割を果たすべきものとして考えることが生産的であると思う。

第一に、カントは『永遠平和のために』において世界市民共和制の目標を提示し、軍備縮小と軍隊の廃止を唱えた。遠い因果関係ではあるが、戦争がある限り、男女の性別役割分業はきわめて厳格に貫く。たとえば、南北朝鮮の分断が韓国の若者の徴兵を必要とする限り、韓国企業の男女賃金差は容易にはなくなる。戦争を遂行する男性と銃後の女性という関係は、けっきょく、武装する男性と彼らによって保護される女性という性別役割分業を国家

60) カントからヘーゲルに到るドイツ古典哲学の社会哲学上の根本改題は、要するに、私的所有と人倫の体系が両立しうるか、というテーマをめぐっている。この文脈で、倫理学の側から社会主義を唱道した、いわゆる「カント派社会主義」が生まれてくる。柄谷行人の『トランスクリティーク』批評空間、2001年は、旧来型とは違うが、一種のカント派社会主義の提唱であるかのようにみえる。それについても、氏の場合、三批判から社会主義へ一挙に飛ぶように見えるといえばいい過ぎになるだろうか。私見では、カントの所有論をどう理論的に処理するかに言及しなければ、カントを倫理学的に徹底させる内在的な理論展開には到らないのではないかと思える。

規模で再生産する。だからカントの非武装国家論と国際連合論は、ブルジョア国家論のきりぎりの理想の側から、性別役割分業を打開するための国際的条件を示したものだともいえるのである。今日、カントが提示したこの理想像の甘さを指摘することはたやすいかも知れないが、その甘さというのは目標自体の甘さというよりも、目的と手段が出そろいがたい理由の分析不足を問題にしているものであって、決して理想像そのものの否定ではない。

第二に、カントの平和論は、逆にいえば、国内における性別役割分業を廃棄するための国際的条件を示したのであったが、この国際的条件を支えるための国内的な条件を示し損なっているということは忘れられてはならない。たとえば、カントから多くを継承している日本国憲法の論理構成をここでひきあいにだしていえば、日本国憲法は、カントとは対照的に、第9条の戦争放棄と軍隊の廃棄をうたうときに、他方の男女平等規定において、男女関係の領域における男性の暴力支配を否定している。この限り、君島東彦のいうように、公私の双方の領域で非暴力原理を相互に依存させるという考え方を提起しているのである。カントは平和の問題を男女関係の非暴力原理からどう基礎づけるかということを課題にすることはなかった。それゆえ、カントの『永遠平和のために』には、一種の片肺飛行的な弱さが残されているわけである。

第三に、このカントの平和論の弱さという問題は、さらに、根源的な問題と絡んでいる。というのは、カントの私法論を見るように、彼の目は、当時としては当然のことであろうが、企業における雇用問題にまだほとんど届いていない。18世紀の末には、ことにドイツではまだ資本主義的雇用労働は支配的な現実になっていなかった。だが、カント死後以降の工業期になってようやく近代的な生産力の発展が促され、これにともなって女性の解放という課題が現実的に登場する。生産力の発展は、互いに絡み合う二つの領域で女性のあり方を変える。すなわち一方で、女性の産業化・脱産業化的領域への進出と他方の家事育児労働の減少がたんに自然発生的に進行するばかりでな

く、このことが端的に社会権として承認され、これが男性の労働時間の減少と家事労働への参加に内面的に結びついたときに、はじめて、女性の解放は可能となるからである。

第四に、したがって、『永遠平和のために』における平和構想は、国家レベルの考察としてはきわめて先進的であるが、それを支える国内社会編成上の社会経済的な変化に分析の深みが届いていなかった。だが、第二、第三で見たような変化を考慮に入れてカント平和論を再構築するならば、この構想を一層力強く生かすことは可能である。すなわち、それぞれの国家が、国内において職場における賃労働者の増大、男女労働者の増加、そしてこれにともなう家事労働分野の変化・再編成にともなって、企業と家族の双方における賃労働と家事労働の総労働を社会権によって制御し、この結果男女に平等な形で総労働を再配分するときにだけ、平和のための非暴力原理が社会の全領域で貫徹するわけである。このようなかたちで、国家における軍備廃絶というカント的な課題は、社会編成上の労働と所得との大規模な再配分を支えとし、しかも世界市民共和制のかたちで、社会権を普遍主義的に発展させる場合にこそ、最も安定した基盤をもつことになろう。

### おわりに —— 私法モデルから社会権モデルへの市民社会論の転換

以上、私はカントの私法論において女性と階級の問題がどう理論的に扱われているのかを検討してきた。私的所有は、家長による所有であったから、女性だけでなく、奉公人や傭人も家族との関係で扱われた。私法によって統治される社会領域とは、所有、交換、契約、譲渡、雇用、労働、性交と生殖の場を包括しているのであって、最も可視的のは家族であった。

われわれは、カントの私法論に依拠しながら、市民が生活する場としての家族と市場を包括する社会圏を「私法社会」と呼んできた。カントの市民社会概念は、マルクス＝ヘーゲル的ではなく、むしろ古典的なヨーロッパ思想の系譜にしたがって、ホップス的な前提に近いところから考えられるもので

ある。すなわち、カントは、「普遍的で外的な（つまり公的な）強制力を伴う立法のもとにある状態」のことを「市民状態 *bürgerlicher Zustand*」<sup>61)</sup> と呼んでいる。つまり、なんらかの実定法によって現実的に保障された状態を市民状態と呼んでいるのであって、まだここに到らない状態は、「自然状態」と呼ばれるのである。では、自然状態は、無法状態であるかといえば、必ずしもそうではない、とカントは考えている。カントは、無法とはすなわち戦争状態だ考えたホップスとはこの点で少し異なる。カントによれば、「自然状態」において人々は生きている。生きている以上、そこには「外的な私のもの・あなたのもの」は、「市民体制より前に（あるいはそれを無視するとしても）可能である」<sup>62)</sup>。それと同時に、「外的な私のものあなたのものが保証されるような体制に私たちとともに加入するようにと、私たちといづれかの仕方でかかわりをもつことになりうるすべての人々を強要する権利もまた、可能である」<sup>63)</sup>。

このように考えることによってカントは、実定法で規定され、あるいは保障されていないとしても、「自然状態」そのもののうちに、いわば「暫定的に法的な占有」状態とでも呼ぶべきものがあるとみなしているのである。しかし、これはまだきわめて不安定な社会なのだから、自然状態の「暫定的に法的な占有」を「確定的占有」へ高めた場合に、「市民状態」が成立すると述べている。

「自然状態」にも暫定的に法は存在するのであって、この法を「自然法」と呼ぶが、カントによれば、「自然法」とはまさしく「私法」のことなのである。もちろん、市民状態が私法を実定化するのだが、これに先立って、私法は自然法として存在するのである。カントは、このことを述べた上で、「市民状態のもとで立法化される市民法は公法である」という。これは、国

61) MDS, S. 65. 訳81頁。

62) MDS, S. 66. 訳82頁。

63) MDS, S. 66. 訳82頁。

家主権をどう構成するか、また国家間のあり方をどう構成するかという領域を扱うところの公法が、自然法=私法のような先例をもっていない、完全に人工的なものだという印象を与えている。

カントによる以上のような私法と公法との区分は、実質的に、何をもたらすのであろうか。それは、何よりも、市民状態がいったい何のために存在するのかに明快にこたえる。すなわち、市民状態は、自然状態を実定法によって一層安定させるためにこそあるという目標設定をおこなうことができるのである。こうして、市民状態は、すでに暫定的に存在する自然法を実定法の中に書き込むことを使命とする。公法は、自然状態、あるいは市民状態以前には存在しないような、まったく人工的な法的構築物であるとはいえ、それはそれで私法をモデルとして構築されるべきである。なぜなら、私法の課題の中心は、所有の確定なのだから、公法は最終的には私法が保障しようとするものを間接的に保障できるようにリアルな現実に着地しなくてはならないからである。

カントの市民社会概念は、このような意味での市民状態にふさわしい社会であって、市民からなる社会をさす。カントにとって、市民とは、たんに何かを所有する私人であるだけではまだ十分ではない。市民とは、より積極的に、実定法を創造するような立法過程に参画する人々でなくてはならない。それゆえ市民とは、公民 *Staatbürger*、シトワイアンでなくてはならない。「自然状態にもおそらく社会はありうるが、（公的法則によって私のものあなたのものが確保される）市民社会 *bürgerliche Gesellschaft*）だけはありえない」<sup>64)</sup> とカントがいう理由は、そこにあるだろう。

だから、カントの市民社会概念は、私法が管轄する社会領域としての「私法社会」とは別のものであって、カント自身の概念に準拠して考えるならば、市民社会とは公民の相互関係としての政治社会のことなのである。だが、政

---

64) MDS, S. 48. 訳64頁。

治社会であるところの市民社会は、カントの場合、端的に私法社会を秩序づけ、擁護するためにこそ存在するものである。

この意味で、カントの市民社会論は、自然状態→自然法→私法の系列を国家の側から自覚的に取り込んでいく政治社会論である。市民社会は「自然」なしには成立しない。そして、カントにとって、永遠に自然なものは「私法社会」なのである。自然の論理に最もふさわしく組織されるときに、最良の市民社会ができると彼は考えているのである。この自然とは、私法的な所有の論理に市民社会が従うということであった。この限りでは、カントの市民社会論は、私法社会の規定を受けているといい換えてもよいのだから、一種の唯物論的な内容を即自的にもっている。なぜなら、私法的な秩序の総体がそれ以外の社会領域を構成する力を持つことを承認しているからである。これを理論化することは、まさしく、ブルジョア思想家カントの遂行課題だといってもよいことだからである。

カントの論理は決して古くなっていない。というのも、現代の様々な新自由主義的な理論家たちも、カントが行ったのと同じ事柄を、まったく新しい文脈でおこなっているからである。R・ノージックが、私法モデルを拡張して、恋愛や国家の分担範囲の基礎づけに使っているのも、そのような一例である。

だが、問題は、私法秩序が一切のその他の領域に浸透し、あるいは、国家的な分担領域の確定に寄与するとみなすような発想が現代においても嘗々と展開されていることは確かであるが、同時にそれは、19世紀末から20世紀初頭以来、もう一つの理論的な伝統から強く牽制されることになって、今日に至っているところにある。

市民社会論の私法的構成そのものがはらんでいる問題性について、少なくとも次のことは確認しておけるだろう。アメリカの法制史家ホーウィッツは、アメリカ法の歴史を扱った中で、「古典的法思想のほとんどの理論は、その知的源泉を私法に求めた」<sup>(65)</sup> という指摘をおこなっている。この指摘は、ア

メリカだけでなく、およそ近代史総体に妥当するものである。つまり、この法制史における構造転換 transformation は、1930年代のニューディール期に起こったというだけでなく、一般に、この前後の時期に、自由主義的資本主義から国家介入的資本主義への転換において普遍的に生じてくるものなのである。

ホーウィツのいう法の構造転換は、私法を知的源泉とし、「契約の自由」を基底において自由主義的な法理論が労働者保護と社会福祉の可能性を押し広げる福祉国家的な法理論へ転換したことを跡づけている。すると、この指摘を、まさしくカントに適用するならば、次のようなことがいえるであろう。

カントは、結婚、家族、親子関係、市場を私法をモデルとして把握している。契約は、たんに経済的なものの範囲を超えて、人間相互の心理的なもの、あるいは情愛的なものにまで届いているところの人間事象の正当化原理なのである。それだけではなく、カントは、所有一国家一世界社会を考える場合も同じように私法モデルに準拠して考えている。たとえば、世界社会論で彼らは、「分断された個人 Einzelne」に類比させて、国家主権を捉えている。この場合、世界社会を永遠平和へと導くための究極の根拠は、私法的な主体が同格の私法主体に依存しなければ自己保存 (Selbsterhaltung)<sup>65)</sup> できないとの同様に、国家も相互には恐怖の均衡なしには自己が保存できないという事実に注目したことによっていた。

だが、所有一国家一世界社会という三層の同心円的な社会哲学の前提は、上に述べた構造転換を真剣に見る限り、少なくとも部分的には疑わしいものに変わった。なぜなら、私法的な主体は、自由主義的な法パラダイムの解体と福祉国家的もしくは社会権的なパラダイムの台頭によって、少なくとも、

65) Morton J. Horwitz, *The Transformation of American Law 1870—1960*, Oxford University Press, 1992, p. 34. モートン・J・ホーウィツ著、樋口範雄訳『現代アメリカ法の歴史』弘文堂、1998年、39頁。

66) MDS, S. 262. 訳287頁。

かなり強い制限を受けるようになったからである。T・H・マーシャルが定式化した社会権という思想は、今日では国連が1966年に採択した「経済的・社会的および文化的権利規約」（いわゆる社会権規約）となって、世界的な影響力を持つようになっている。

このように、私法が想定する「分断された個人 (Einzelne)」の自己保存というモデルが、社会権の一般化に応じて、部分的に壊れてくると、自由主義的なパラダイムから引き出した「永遠平和」を導出する根拠もいくぶん変化せざるをえない。つまり、私法的主体になぞらえられてきた国家が、「市場に規定された国家」から「市場に抵抗する政治 (Politics against Market)」(G・エスピーネンデルセン) へ構造転換するならば、もはや、国家間の恐怖の均衡が自己保存を担保する唯一の条件であるとはいいがたくなるからである。

もちろん、この転換は21世紀初頭の現在でもまだ未完である。だが、この範囲で何が変わったのかを見ておくことは必要であろう。

カントの市民社会論は、私法をモデル化することによって構成されていた。ゆえに、所有一国家一世界社会もまたことごとく私法的主体の論理で貫かれていた。ところが、そもそも私法の主体とは今日では誰であろうか。それは、カントの時代のように、家長もしくは土地所有者ではなくなっている。私法の主体は、19、20世紀の歴史過程において、生身の諸個人から分岐し、法人化をつうじて多国籍企業へと転化した。多国籍企業は、カント的な三層構造の外に飛び出し、きゃくに外から所有一国家一世界社会に巨大なインパクトを与えるようになっている。

私法的秩序は、カントの時代には、労働者や女性を従属させる家長的な秩序を意味した。家族は、その周辺に様々な過剰人口を吸収し、排除する装置でもあった。しかし、21世紀において、家族にそうした力はもはやなく、過剰人口を吸収したり排除したりする私法的主体は家族から多国籍企業へ移り、企業利益のための秩序は、「分断された個人」、「市場に操作される国家」、

「南北格差にさらされた世界社会」を作り出す。

この結果、世界規模における相対的過剰人口をどのような工夫によって解決し、人々の生存を可能にできるかがなぜ重大な課題となってこざるをえないかを理解できるようになってきたと思われる。

世界には、豊かな先進国と貧しい低開発国が存在し、ますます両者の格差が大きくなっている。ILOによれば、貧困は局地的に存在するわけではなく、世界の労働者28億人の半数に当たる14億人、つまり「労働者の半数」は貧困である。これらの人々は扶養家族分を含め貧困水準とされる「一人あたり一日2ドル」以下の収入であるというさらに同じくILOの発表によれば、2003年の世界の失業者数は1億8590万人（失業率6.2%）である<sup>67)</sup>。世界の半分が貧困化する背景にあるのは、低開発諸国が高い失業率に悩んでおり、貧民化した人々が、少なくとも一部は先進国に流入し、先進国内部の競争を激化させ、けっきょく先進国内の過剰人口に転落するというメカニズムである。こうして低開発諸国ばかりか、先進国内でも貧富の格差は広がり、絶えず地域紛争や国際テロの温床が再生産される。しばしば、先進国の貧民は、軍に組織されて、低開発国の紛争地域へ「テロとの戦争」のために送り込まれる。多国籍企業が世界的規模でつくりだす格差構造のつけを貧民同士が命で支払うという、恐るべき状況が到来しつつある。

カントは、このような世界史的な変化をどう見るであろうか。むろん、その答えを聞くことはできない。だが、カントの永遠平和の構想を受け継ごうとする者は、次のことを真剣に考えるほかないであろう。現代にあっては、所有一国家一世界社会を私法的に把握するという法理論の構成を制限し、この三層を根底的に社会権的に再構成することが重要な課題となるであろうと

67) ピート・ストーカー、大石奈々、石井由香訳『ILO レポート世界の労働力移動』築地書館、1998年、22頁。ILO『2004~05年版世界雇用報告』、朝日新聞2004年12月8日、ILOの12月7日の報告についての報道「ILO分析 労働者の半数『貧困』」による。

いうことである。つまり、所有一国家一世界社会が、いずれの次元でも私法によってではなく、むしろ社会権によって制約を受け、「平和的に生存する権利」を諸個人の具体的な生活世界のレベルへ降ろす方向へ機能転換されることが課題となってくるのである。このことがどの程度リアルに遂行されうるかによって、古典的法思想が依拠した私法モデルからの脱却が進むであろう。これをつうじて、世界平和が Einzelne としての私人間や主権国家間の「恐怖の均衡」にもとづくのではなく、端的に生活世界における Individuum の社会権的な連帶に依拠するように変化するにちがいない。

カントは、まさしく倫理学と所有権のジレンマが私法モデルよっては乗り越え不可能であることを示すことによって、そう意図したわけではないとしても、けっきょくはこの脱却を促すことに寄与したのである。

## Kant's theory of Civil Society based on Private Law (2): A Dilemma of Ethics and Property Right

Masumi TAKEUCHI

In 18th century classic enlightenment thinkers construct the civil society based on private law. Kant is one of the most representative philosopher who developed the civil society theory.

In Metaphysik der Sitten (1797), he analized the bourgeois family that is the main subject of private property. In family, man and woman are connected under marriage law. But both sexes do not have equal status. 'He is the party of direct, she to obey'.

Man as a householder dominates not only woman but also children, apprentice and employee.

Recently feminist philosophers have criticized the conservative position of Kant because he is 'custodian of woman' or 'a narrow minded Bourgeois'. But in my view they overlook the relation between ethics and property right.

On the one hand Kant formulates the universal freedom, equality and independence among personalities. On the other hand he recognizes the dependent status of woman, children, apprentice and employee. These are in contradiction.

Kant strived to reconcile two but failed. I examine his inconsistent explanation. I come to the conclusion that he is so great because he investigated unintentionally the ultimate ground why universal ethics can not be completed in reality.

I suggested that a dilemma will be resolved not in the realm of thought but of history.

Key words: Kant, civil society, private law, family, class